

居宅交流会での連絡事項

令和元年6月18日（火）

あま市 福祉部 高齢福祉課

入院時情報連携加算の算定日について

(Ⅰ): 利用者が病院又は診療所に入院してから**3日以内**

(Ⅱ): 利用者が病院又は診療所に入院してから**4日以上7日以内** の情報提供

この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規程を準用する。【介護保険法第二百一条】

日、週、月又は年によって期間を定めたときは、**期間の初日は、算定しない。**ただし、その期間が零時から始まるときは、この限りではない。【民法第四百十条】

期間の末日が日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない習慣がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。【民法第四百二十二条】

愛知県高齢福祉課戸谷氏より厚生労働省に確認したところ、「入院当日を起算日とする」旨の連絡あり。【県通知】

あま市としては、期間の翌日を起算日とします。

記録の整備について

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第29条第2項)

国の示す基準では、「記録の整備」について、記録の保存期間がその完結した日から2年間とされていますが、介護報酬の過払の返還請求権は地方自治法により5年間とされていることから、あま市では、条例を改正して記録の保存期間をその完結した日から5年間としました。

【完結の日】

国においては、「参酌すべき基準」として、地域の実情に応じて定めることとして明確な基準は示していない。あま市としては、具体的には以下のとおりとします。

○介護計画

→計画期間の満了した日

○具体的なサービスの内容等の記録

→当該サービスに係る介護報酬の支払を受けた日

○市町村への通知に係る記録

→通知をした日

○苦情の内容等の記録

→苦情解決手続きを終了した日

○事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

→事故に対する処置が完了した日

“つながるまいあま”の積極的な活用について

医療関係者やケアマネを始めとした介護従事者の多職種での顔の見える関係作りや連携体制の構築をお手伝いするシステムです。

【今後について(予定)】

・各医療圏を超えて、広域連携での多職種連携ができる可能性があります。

【課題】

・各圏域だけではなく海部圏域内でも登録者数や利用頻度に差がある。
(東三河北部医療圏や西三河南部医療圏では2,000件弱の登録者数)

【登録方法】

対象者登録と支援チーム登録は高齢福祉課で行います。

対象者登録・支援チーム登録申請書と対象者同意書を高齡福祉課へ提出してください。

※支援チーム員の追加や削除は各自で行ってください。

※対象者の死亡等による終了の際には、高齢福祉課へご連絡ください。

訪問看護事業所からは、もう少し訪問看護サービスを早く入れていれば・・・との声も聴きます。積極的に活用して多職種連携に努めて頂ければと思います。

福祉用具購入及び福祉用具貸与における同一種目の複数取扱いについて

【福祉用具購入】

すでに購入した福祉用具の破損や、要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情がある場合であって、市町村が必要と認めるときは、同一種目であっても福祉用具購入費は支給されます。(介護報酬の解釈:単位数表編P1376)

- ・破損や劣化の程度については、電話や口頭では確認できないため、使用中の福祉用具の写真を持参して頂き、検討します。(当日回答できない場合もあります)
- ・介護の必要の程度の変化については、使用中のものが適切でない理由および新しく購入するものが適切である理由が理由書に記載されている場合、支給を認めます。

【福祉用具貸与】

- ・同一種目で歩行器や車いすを複数貸与希望される場合、サービス担当者会議で必要性を検討してください。また、ケアプランを高齡福祉課に提出していただき、必要性を説明してください。

例)車いすを屋外用と屋内用を2台借りる場合、それぞれ適切な理由だけではなく、屋外用で屋内用が不適切な理由と屋内用で屋外用が不適切な理由も明確にしてください。

- ・手すりを貸与される場合、住宅改修との兼ね合いについても検討してください。

住宅改修における所有者の承諾書について

住宅改修を行った住所の所有者が、当該居宅要介護被保険者でない場合には、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。
(施行規則第75条第3項及び第94条第3項 抜粋)

【あま市で承諾書が必要な場合】

・所有者が本人や同世帯の家族でない場合

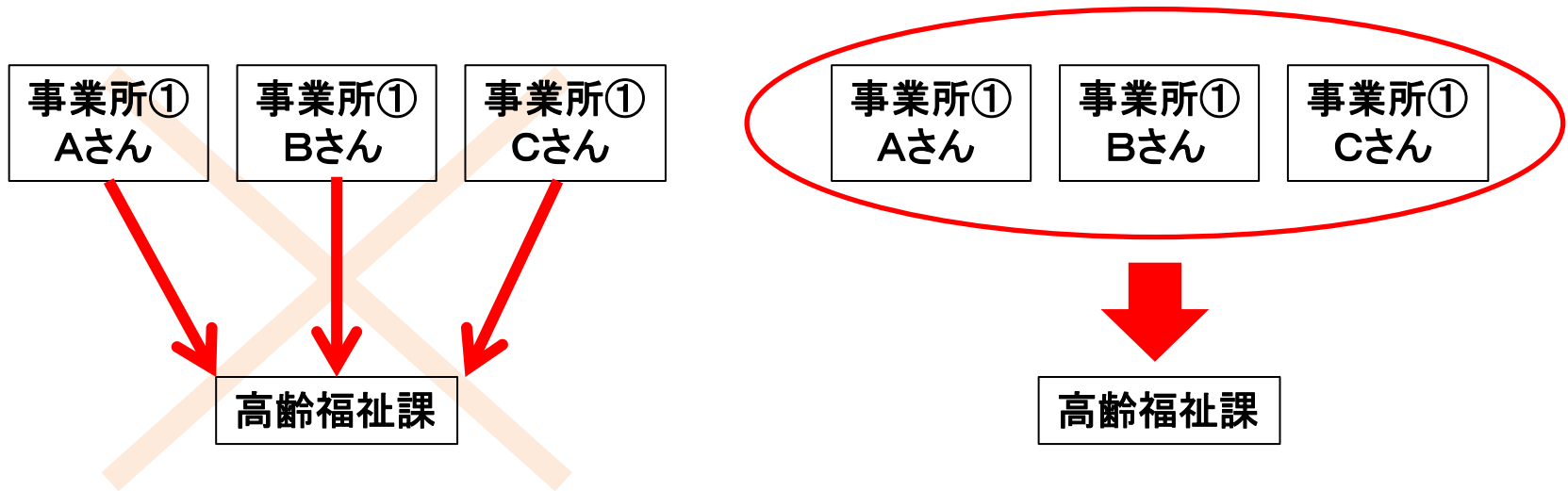
※改良住宅の場合は、改良住宅用途一部変更承認書の写しも提出してください。

【所有者が死亡している場合】

・「**代表相続人指定届・住宅改修に係る承諾書**」を提出してください。

※「代表相続人指定届・住宅改修に係る承諾書」(任意様式)につきましては、近日あま市公式ウェブサイトにて公開予定です。

ご質問についてのお願い



・個人で悩まずに事業所内で検討し、できるだけ事業所として質問をお願いします。
(1人ケアマネの事業所は、他事業所に相談するのも良いと思います。)

・質問は具体的をお願いします。

例) 青本P〇〇に～と書いてありますが、・・・の場合は対象になりますか？

・質問や回答を事業所内で共有してください。

(同じ事業所の異なるケアマネから同じ内容の質問を受ける場合があります。)

・回答には時間が掛る場合がありますが、できる限り努力します。
ご理解をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

今後ともご協力のほどよろしく申し上げます。